

新旧対照表

浦安市国民健康保険条例附則第4項の規定による新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する規則（令和2年規則第47号）の一部改正  
(下線の部分が改正部分)

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(傷病手当金の支給)</p> <p><b>第2条</b> 条例附則第4項の規定による傷病手当金の支給を受けようとする世帯主は、浦安市国民健康保険傷病手当金支給申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 省 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年12月2日から施行する。</u></p> | <p>(傷病手当金の支給)</p> <p><b>第2条</b> 条例附則第4項の規定による傷病手当金の支給を受けようとする世帯主は、浦安市国民健康保険傷病手当金支給申請書に<u>被保険者証を添えて</u>、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 同 左</p> |